

# 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面、目論見書および約款の内容をよくお読みください。

## ◎ファンドに係る手数料等について

ファンドの名称	大和公社債投信		
発行者名	大和投資信託株式会社		
お申込手数料	手数料率	購入時	解約時
	お申込口数に応じて	無料	1.1%
信託報酬	信託財産の元本総額に対して上限0.707%（年率）		

## ◎ファンドのクーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（いわゆるクーリング・オフ）の規定の適用はありません。

## 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

## 当ファンドの販売会社の概要

商号等 徳島合同証券株式会社 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第5号  
本店所在地 〒770-0884 徳島県徳島市中通町3丁目5-1  
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会  
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
資本金 1億円（平成19年9月30日現在）  
主な事業 金融商品取引業  
設立年月 昭和28年2月  
連絡先 088-625-7171（代表）又はお取引のある営業所にご連絡ください。

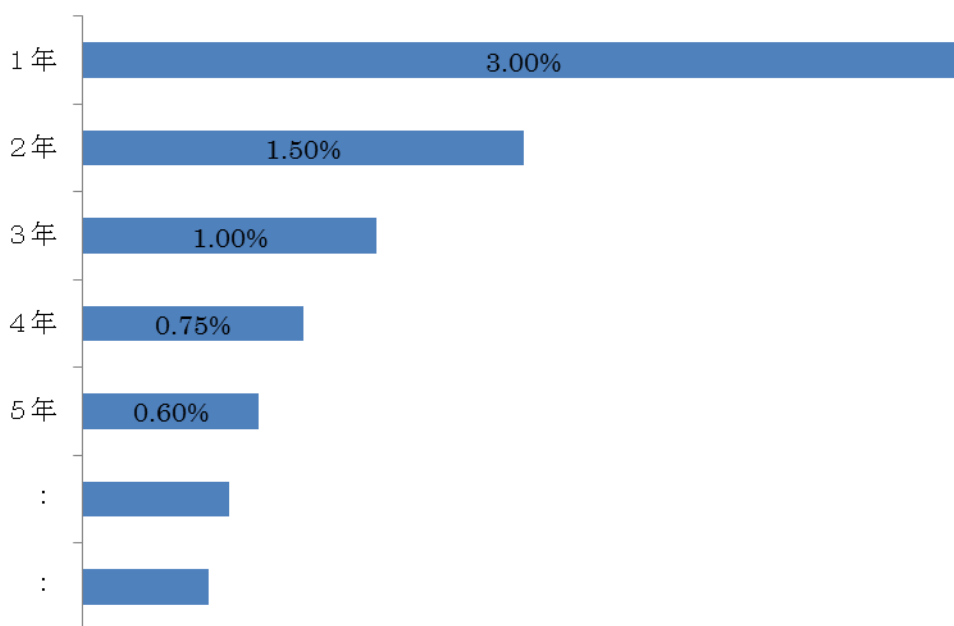
# 販売手数料に関するご説明

■ 投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

## 例えば、販売手数料が3%(税抜き)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜き)】



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。